

第75回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

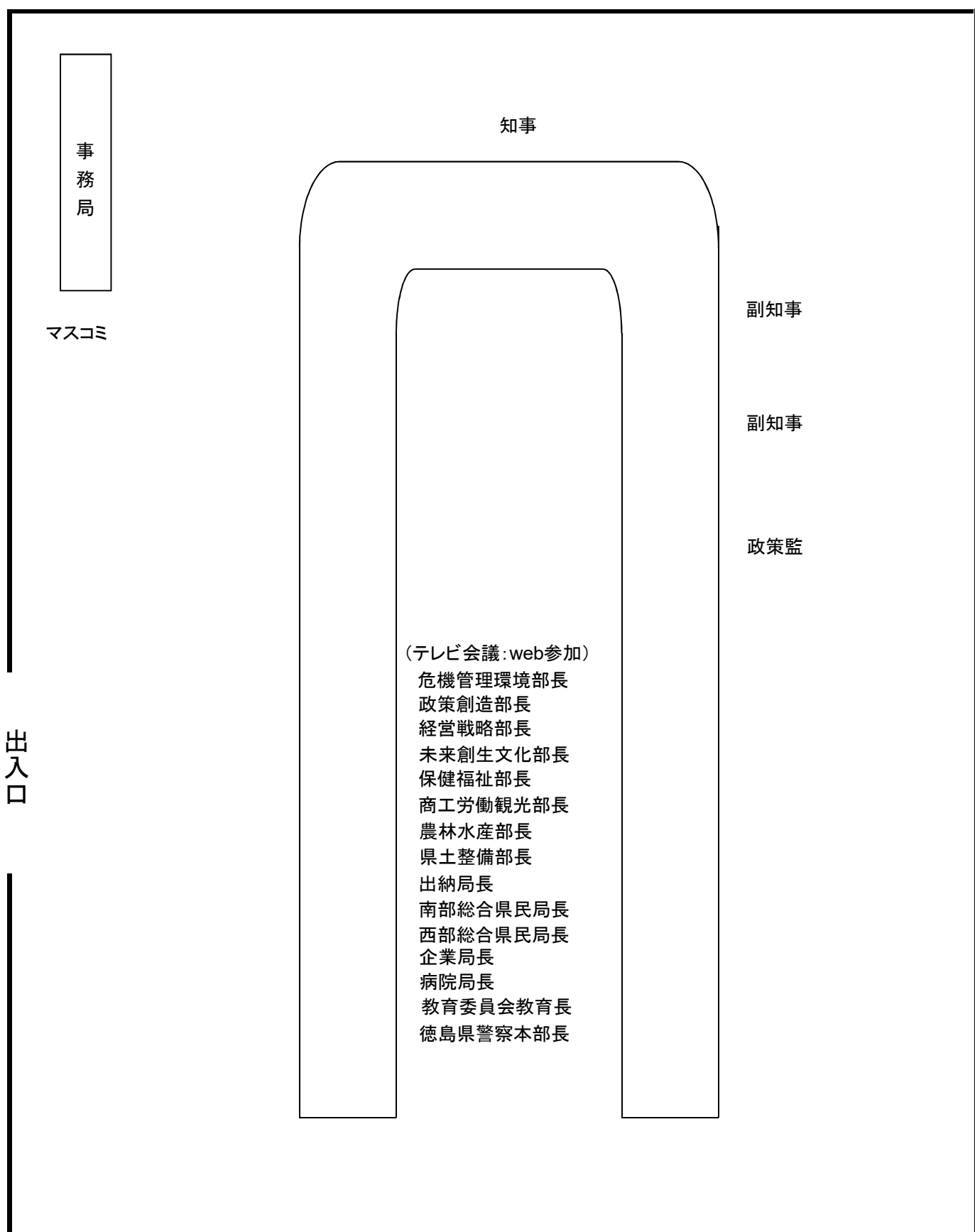
日 時：令和4年3月22日（火）
午後3時35分から

場 所：県庁3階 特別会議室
(WEB 方式)

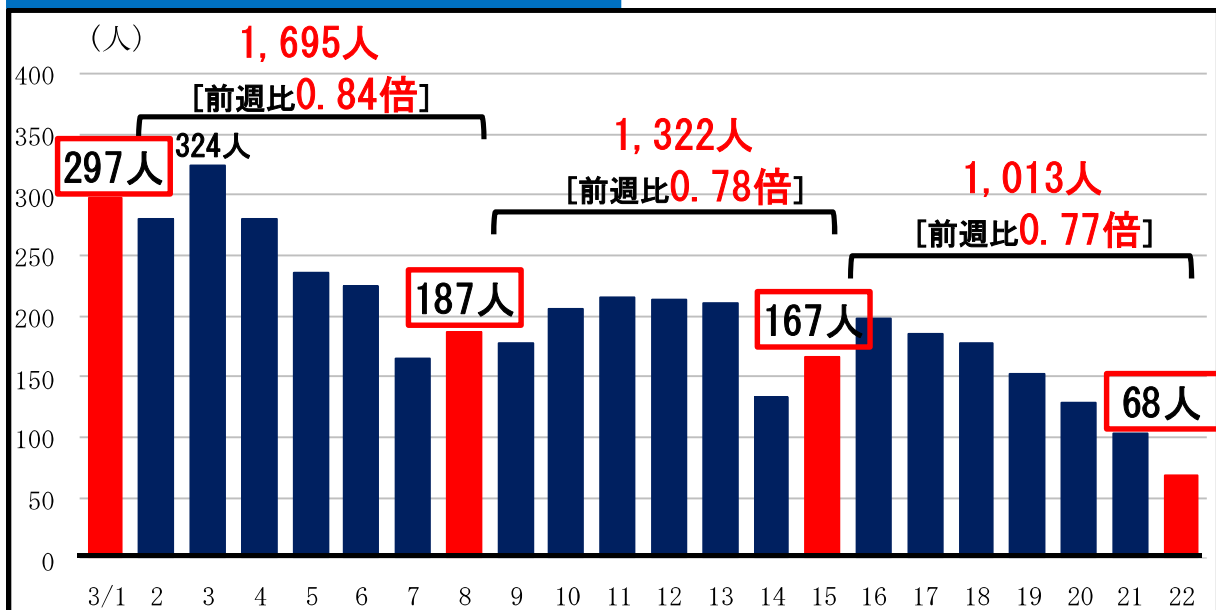
◎協議事項

- ・とくしまアラート等について

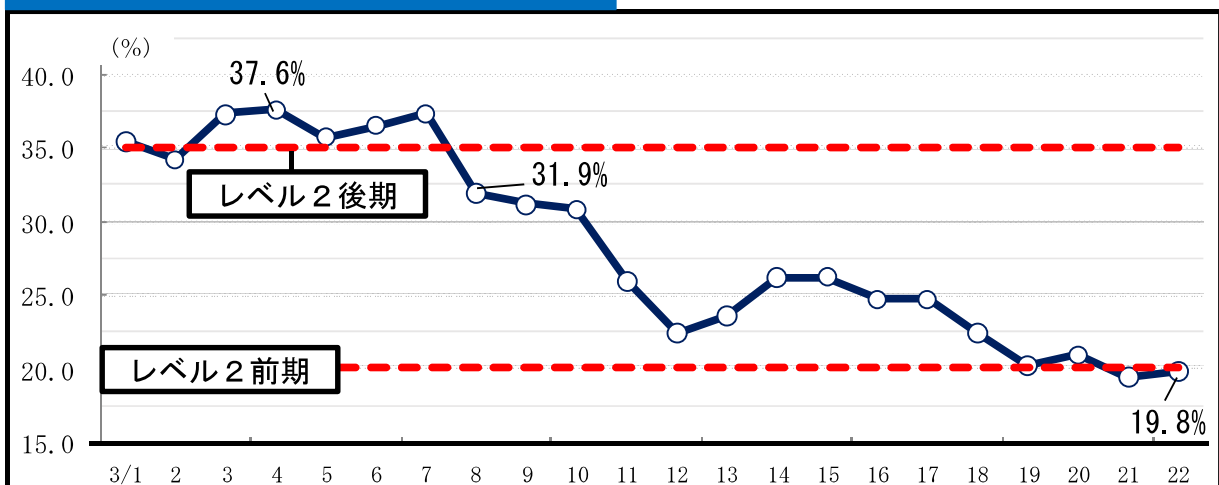
徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



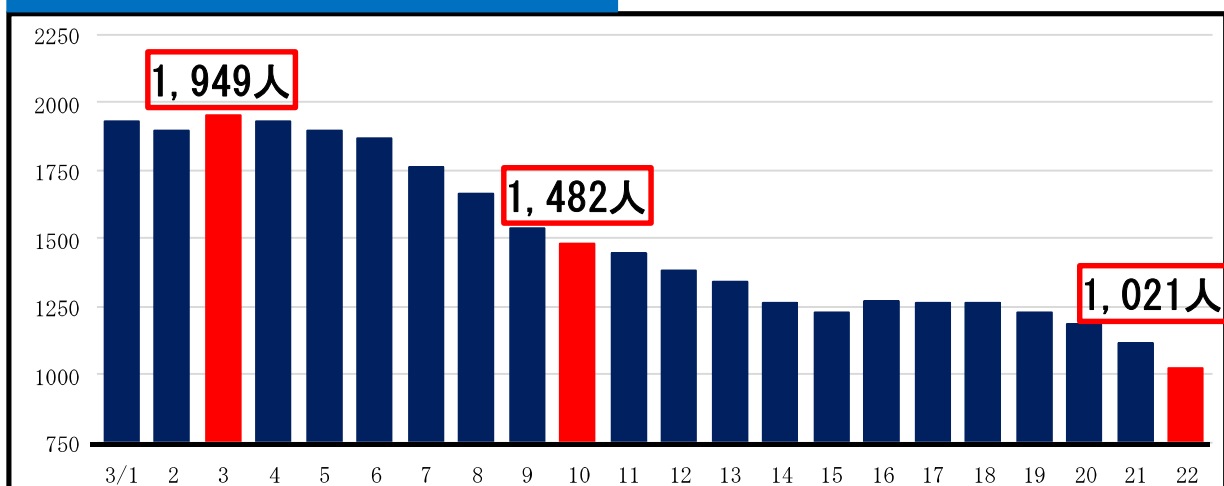
○ 1日の新規感染者数の推移



○ 最大確保病床使用率の推移



○ 自宅療養者数の推移



【とくしまアラートに係る指標について】

医療提供体制の負荷	
①最大確保病床の使用率	②重症者用病床の使用率
19.8% (52/263)	4.0% (1/25)

(参考)とくしまアラート発動基準

とくしまアラートのレベル分類	感染観察(レベル1)	感染警戒(レベル2)		特別警戒(レベル3)		非常事態(レベル4)
		前期	後期	前期	後期	
		20%以上	35%以上	50%以上	70%以上	
最大確保病床使用率	10%以上	20%以上	35%以上	50%以上	70%以上	一般医療を大きく制限しても 新型コロナウイルス感染症への 医療に対応できない状況
重症者用病床使用率	—	15%以上	30%以上	45%以上	60%以上	

(参考)感染状況を表すその他の指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷		監視体制
直近1週間 (3/15~3/21)の 新規報告者数	感染経路不明割合	療養者数	入院率	POR陽性率
1013人 うち、60歳以上 (131人)	20.2% (205/1013)	1187人	4.4% (52/1187)	31.2% (1,013/3,244)
(参考)10万人あたり 139.15人 (1013人 / 72.8万人 × 10万人)		(参考)10万人あたり 163.05人 (1187人 / 72.8万人 × 10万人)		

(療養者数)	(入院者数) 52		(宿泊療養者数) 114		(自宅療養者数)
	(入院)	(調整中)	(宿泊者数)	(入所待機者)	
	52	0	114	0	1021

※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率の基準期間は、
※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。
なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。
※とくしまアラートの発動基準としては、①②の指標を基本とし、その他の指標も含めて総合的に判断して決定する。

3月21日(月)

3月15日(火)

～

ワクチン接種の加速化に向けた取組方針

ワクチン接種については年齢階層ごとに、追加接種や初回接種の対応が異なるため、各階層に応じた取組を図る。

18歳以上	5歳～11歳	12歳～17歳
<u>○追加接種の推進</u> <u><職域接種></u> 4月以降、10団体（接種対象：21,350人）が開始する予定であることから、実施団体と連携を密にし、円滑な実施を支援 ※3月22日現在、9団体（接種対象：28,850人）が実施中 <u><県主導の大規模集団接種></u> 4月の接種予定者（約14万人）の約1割にあたる「1万3千人」の接種枠については、3月19日から予約を開始。今後、予約状況を踏まえ、接種機会の拡大を検討 [・ 予約受付コールセンター 0120-567-571]	<u>○臨機応変な初回接種機会の提供</u> ワクチン供給に基づき、 ・3月に「5,200人」 ・4月に「3,000人」 に接種枠を設定し、進めて来たが、今後、医療機関と調整しながら順次、接種機会を拡大 [・ 予約受付コールセンター 0120-003-820]	<u>○追加接種に備えた体制構築</u> 3月11日に実施に向けた準備を進めるよう国からの通知※があり、今後、「厚生科学審議会」等において、必要な手続きが実施される見込み。 国の動向を注視するとともに、市町村との担当者会議を4月上旬に実施し、更に緊密な連携体制を構築 ※令和4年3月11日 厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡 「12歳以上17歳以下の者への新型コロナウイルスの3回目接種に向けた接種体制の準備について」

○12歳以上の初回接種機会提供の強化<県モデルナ接種センターの拡充>

初回接種に対応するモデルナ接種センターを、現在の1箇所に加え、複数箇所への設置を検討

<市町村窓口の周知>

県ホームページにおいて、初回接種に関する市町村窓口、予約方法等の周知を強化

オミクロン株の特性を踏まえた「濃厚接触者の特定・行動制限」

濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

（１）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 待機期間は、原則 7 日間だが、社会機能維持者が否かにかかわらず、4・5 日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5 日目から解除を可能とする。（7 日間は、検温など健康状態の確認を行う）

（２）事業所等で感染者が発生した場合

- 保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で感染者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

（３）入院医療機関、高齢者・障害児者施設で感染者が発生した場合

- 都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、感染防止対策を徹底した上で、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

（４）保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

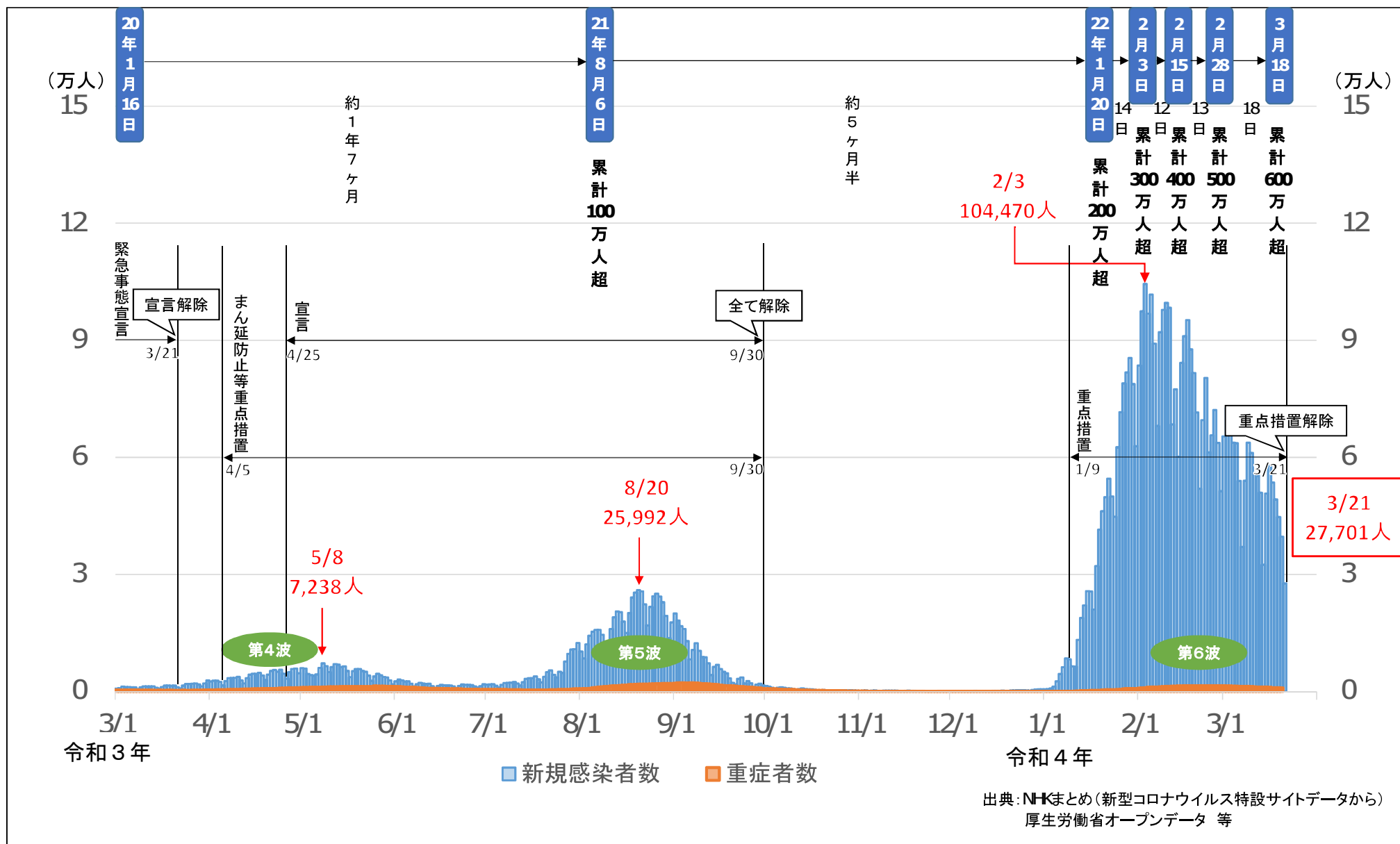
- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、**自治体ごとに方針を決定**する。
- ※ 本県においては、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が困難と考えられる、未就学児が利用する保育所や幼稚園等について、濃厚接触者の特定や行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、感染防止対策を徹底した上で、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

資料 4

	内 容	従 来	今 後（R4.3.22～）
①	[同一世帯内で感染者が発生した場合] <u>濃厚接触者の待機期間</u>	8日目に解除 ※4、5日目に 抗原定性検査キットで確認	5日目に解除 ※4、5日目に 抗原定性検査キットで確認
②	[事業所等で感染者が発生した場合] <u>濃厚接触者の特定・行動制限</u>	必要	不要 ※高齢者等との接触者や 感染リスクの高い行動を控える。
③	[高齢者施設等で感染者が発生した場合] 濃厚接触者となった従事者の <u>待機期間</u>	5日目に解除 ※4、5日目に 抗原定性検査キットで確認	毎日の検査 で出勤可 ※5日目に解除
④	[保育所、小学校等で感染者が発生した場合] <u>濃厚接触者の特定・行動制限</u>	保育所、幼稚園、 小学校、中学校、高校等	保育所、幼稚園等
⑤	[保育所、小学校等で感染者が発生した場合] 濃厚接触者となった従事者の <u>待機期間</u>	5日目に解除 ※4、5日目に 抗原定性検査キットで確認	毎日の検査 で出勤可 ※5日目に解除

全国の感染状況
(1日の新規感染者数・重症者数 3/21 23:59時点)



全国の新型コロナウイルス感染症発生状況

3月21日23:59現在 3月22日公表

全国新規感染者数 27,701 人

全国の感染状況(新規感染者数(1週間移動合計)の1週間前との増減比 3/21 23:59時点)



資料6

《発生状況（国内居住者都道府県）》

都道府県名	発生人数	備考
北海道	1,009	
青森県	394	
岩手県	131	
宮城県	277	
秋田県	135	
山形県	81	
福島県	219	
茨城県	1,410	
栃木県	248	
群馬県	328	
埼玉県	2,985	
千葉県	1,754	
東京都	3,855	
神奈川県	3,856	
新潟県	312	
富山県	141	
石川県	226	
福井県	115	
山梨県	122	
長野県	339	
岐阜県	175	
静岡県	422	
愛知県	1,082	
三重県	222	
滋賀県	384	
京都府	419	
大阪府	1,638	
兵庫県	957	
奈良県	359	
和歌山県	117	
鳥取県	47	
島根県	52	
岡山県	206	
広島県	447	
山口県	169	
徳島県	103	
香川県	194	
愛媛県	117	
高知県	84	
福岡県	1,191	
佐賀県	86	
長崎県	128	
熊本県	244	
大分県	169	
宮崎県	120	
鹿児島県	218	
沖縄県	300	
小計	27,587	

参考	発生人数	備考
	累計	
空港検疫など	114	
小計	114	

	発生人数	備考
	累計	
合計	27,701	

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令和4年3月17日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和4年1月7日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和4年3月21日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示する。

まん延防止等重点措置の適用状況

資料7

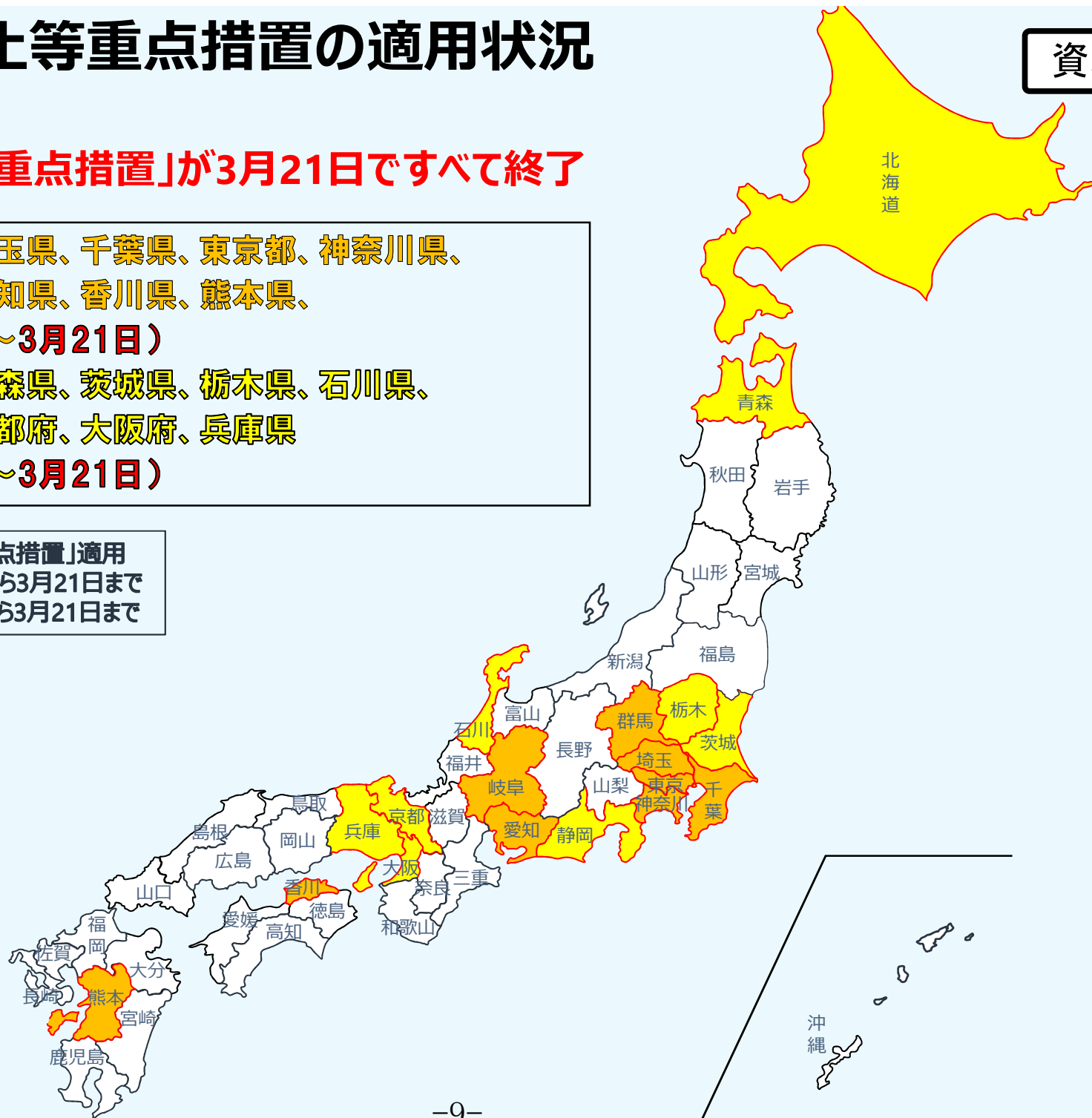
1 8都道府県

「まん延防止等重点措置」が3月21日ですべて終了

※群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
岐阜県、愛知県、香川県、熊本県、
(1月21日～3月21日)

※北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、
静岡県、京都府、大阪府、兵庫県
(1月27日～3月21日)

凡例 「まん延防止等重点措置」適用
オレンジ色・・・1月21日から3月21日まで
黄色・・・・・・1月27日から3月21日まで



1 まん延防止等重点措置について、3月21日の期限をもって全て終了（18都道府県）

2 積極的疫学調査・濃厚接触者の特定

- ・ 地域の感染状況や保健所の実施体制等に応じて、「感染リスクが低い一般の事業所」などでは、濃厚接触者の特定を求めず、一律の出勤制限は行わない。
- ・ 医療機関、高齢者施設について、積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。
- ・ 家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

3 濃厚接触者の待期期間

- ・ エッセンシャルワーカーに限らず、4・5日目に検査が陰性であった場合、5日目に待機の解除を可能とする。
- ・ 医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者は、毎日検査による陰性確認により業務従事を可能とする。

4 感染防止策の徹底

- ・ 医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、学校等において、地域の実情に応じ感染者が発生した場合に早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員等の休暇取得等の徹底や職員等に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
また、感染拡大地域において、クラスターが多発する場合には、職員に対する検査の頻回実施、部活動の制限を行う。

5 ワクチン接種

- ・ 4回目接種に向けてワクチンの確保を行う。
- ・ 12歳から17歳までの方への3回目接種に向けて令和4年4月以降に接種を開始できるよう自治体において準備を進める。

6 検査

- ・ 抗原定性検査キットについては、国が感染拡大による急激な需要増や経済活動のニーズにも対応可能な量を確保する。
- ・ 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する自治体や民間事業者等による取組を推奨する。

7 イベント等の開催制限（重点措置区域における取組等）

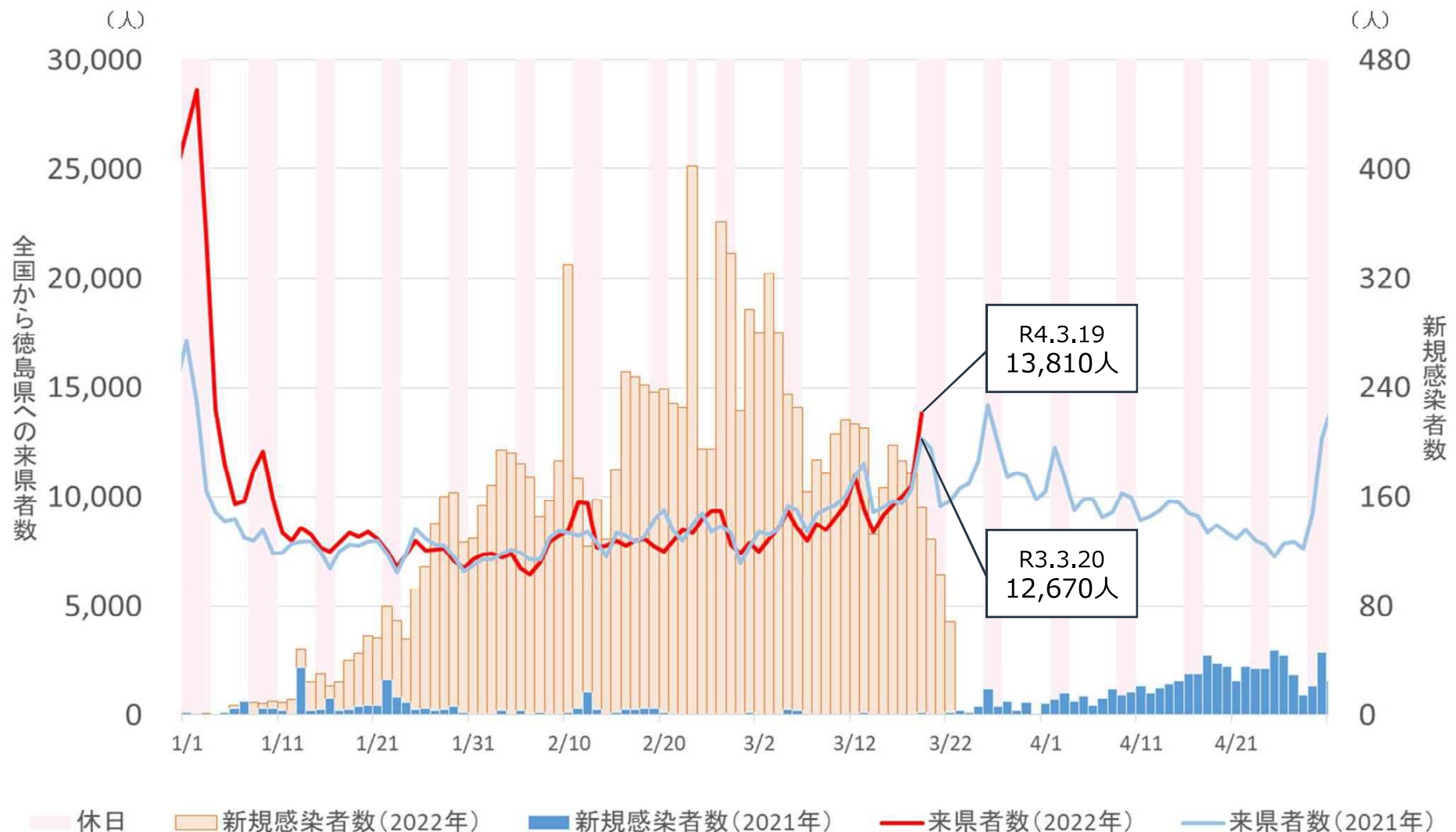
- ・ 感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行う。
- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。（「重点措置区域」においても「その他区域」と同じ取扱いとする。）

※ これまで「まん延防止等重点措置」の対象地域では、イベント主催者が「感染防止安全計画」を策定し、県で確認を受ければ、「人数上限2万人」とに設定していた収容人数の上限について、「収容定員」までと改定。

全国から徳島県への来県者・県内新規感染者数推移

資料9

※ 令和4年3月22日（火）時点の暫定値



※ 0時から24時までの来県者数を推計。

※ 1日ごとの推計来県者数及び新規感染者数の推移。

児童等利用施設 感染防止対策集中取組期間終了後の取組について

○集中取組期間

2月21日(月)～3月22日(月)
(2回の延長期間を含む)

○取組内容

「集中取組」として、各市町村・施設へ
感染防止のための取組の協力要請



期間中の取組状況

感染リスクの高い行事等を原則禁止とした

認可保育所・認定こども園

・ 100% (216施設)

外部講師等の入構を原則禁止とした

・ 99.1% (214施設)

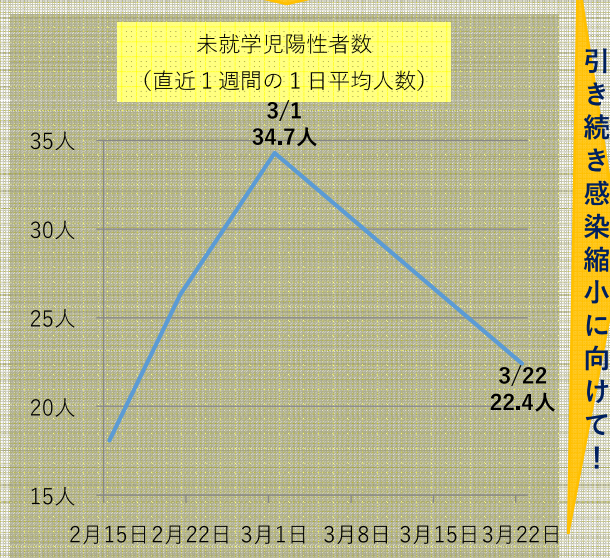
感染状況を踏まえた登園自粛への協力家庭あり

・ 86.1% (186施設)

クラスター発生事例を踏まえた対策（主な報告例）

給食やおやつ	・ 黙食の推進やパーテーションの設置 等
マスク着用	・ 予備のマスク持参により、給食後に交換 等
合同保育	・ 園庭で異年齢児が接触しないよう時間管理 等
行事等	・ 修了式や卒園式の分散実施、縮小開催 等
保護者への働きかけ	・ 本人はもとより同居家族の体調不良時における登園自粛の徹底 等
その他	・ 職員の健康観察や体調不良時の早期受診の徹底 等

未就学児の感染が減少傾向に！



期間終了後の取組

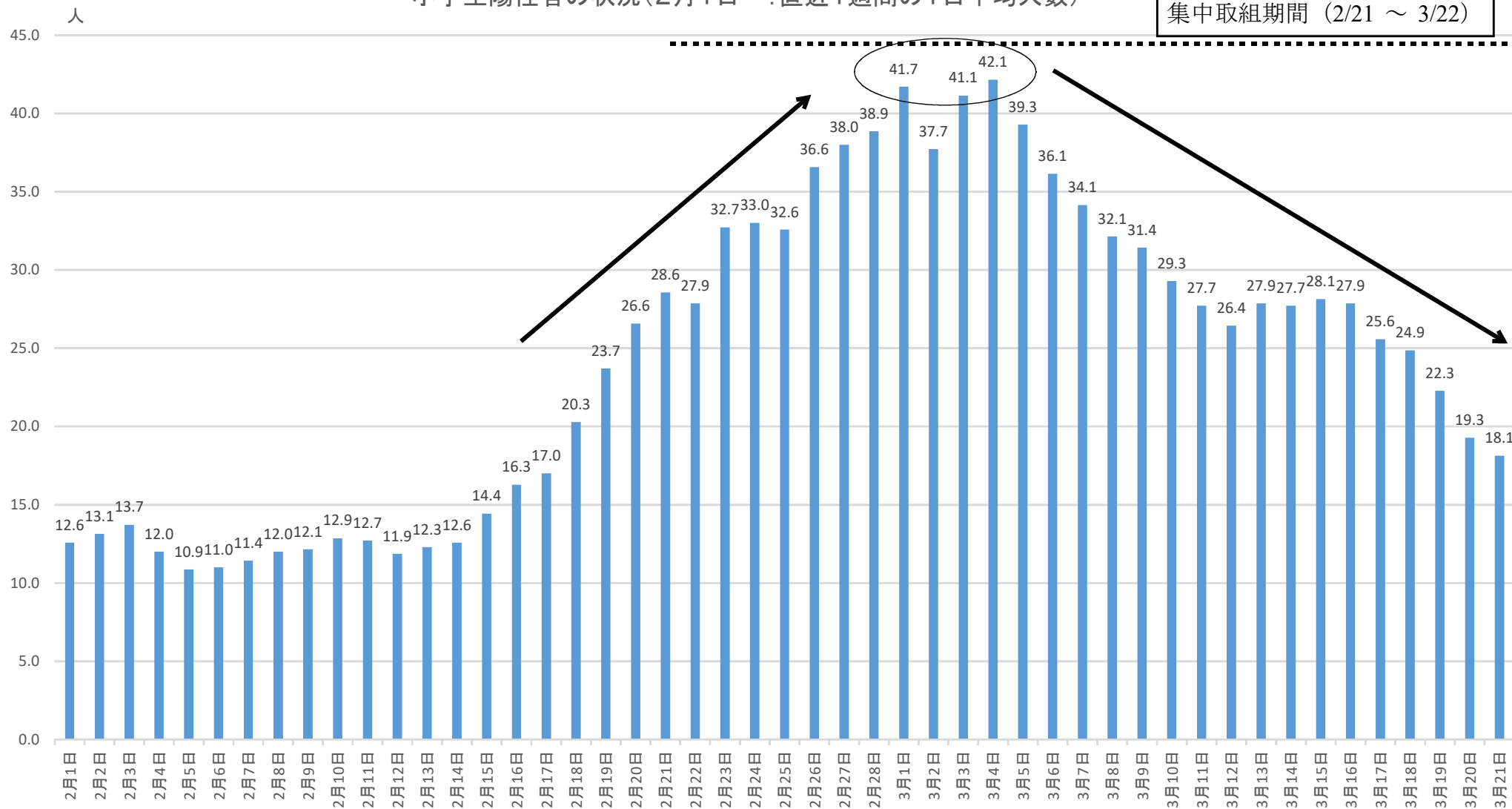
家庭内感染防止
の呼びかけも
継続！

- 「禁止・自粛」の協力要請は解除するが、**実施の際は最大限の感染防止対策**
- 「本人だけでなく同居家族の体調不良時も登園自粛」は引き続き徹底
- 「クラスター発生事例を踏まえた対策例」など**期間中の好事例を展開**

資料11

小学生陽性者の状況(2月1日～:直近1週間の1日平均人数)

集中取組期間 (2/21 ～ 3/22)



高齢者施設 感染拡大封じ込め対策強化期間(中間報告)

令和4年3月7日(月)～3月25日(金)

職員への「定期的な検査」等を実施し、施設での「感染拡大の抑え込み」を図る。

取 組 実 績 (令和4年3月21日時点)

①入所施設職員への定期的な「抗原定性検査」の実施

◇希望する施設へ抗原検査キットを配布し、「週2回」の職員への定期検査を実施

→実績 **327施設 7,935名**

②个人防护具の「プッシュ支援」を拡充

◇マスク、手袋、フェイスシールド等を感染者の発生が確認された早期段階で配布

→実績 **27施設 (マスク50,000枚 手袋150,000枚 フェイスシールド1,350枚)**

③感染防止対策「web研修」の配信

◇「感染拡大のメカニズム」や「クラスター発生時対応」についての研修動画を配信

→実績 **再生回数 4,617回**



移行日時：令和4年3月22日18時

人の移動が多くなる **年度末・年度始め**、改めて感染防止対策の徹底をお願いします
リバウンド抑制のため、特に **家庭内での感染防止対策** にご協力ください

「基本的な感染防止対策」の再確認を！**基本的な感染防止対策の徹底を！****マスクの適切な着用**

会食中でも会話の際はマスクの着用を！
飛沫防止効果の高い「不織布マスク」を
使用し、隙間の無いように正しく着用を！

こまめな換気

1時間に2回以上など、定期的な実施を！

手洗い・手指消毒・うがい

新型コロナウイルスだけでなく、
インフルエンザをはじめその他のウイルス予防
としても積極的に実施を！

家庭内から感染を広げないために！

ご自身だけでなく、家庭内で少しでも体調の悪い方が
いる場合は、通勤・通学・通園を控え、
医療機関に連絡のうえ、受診を！

本県への移動時には検査の受検を！

他都道府県から本県に移動される場合には、
「無料の一般検査」等の積極的な活用を！

感染防止対策の徹底された店舗の利用を！**制度の活用状況などで確認を**

「コロナ対策三ツ星店」等の積極的なご利用や、
ご来店時の
「とくしまコロナお知らせシステム」のご利用を！

店舗や主催者の取組にご協力を

検温や飛沫防止パーテーション等の感染防止の
呼びかけや取組にご理解ご協力を！

**各種制度の積極的なご活用を！****ワクチン接種のご検討を！**

- ①「アスティとくしま」に加え、県内3圏域に設置している
県主導の大規模集団接種会場をご利用いただくなど
早期の「追加接種」をお願いします。
- ② 未接種の方、特に高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方も
接種についてご検討いただくとともに、
5歳から11歳のお子様への接種についてもご検討ください。

大規模集団接種予約受付

0120-567-571

小児接種予約受付

0120-003-820

コロナ対策三ツ星店を積極的に利用を

飲食・宿泊の場合は、「ガイドライン実践店ステッカー」及び
「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みで、従業員が「抗原検査」を受けている
安心・安全な「コロナ対策三ツ星店」を積極的にご利用ください。

**各種検査事業****感染拡大傾向時の一般検査事業（4月30日まで延長）**

特措法第24条第9項に基づく要請

ワクチン接種済者を含む「感染不安のある無症状の全ての方」への無料検査を受検してください

帰省前等 PCR 検査の受検支援（「4月30日までの帰省・帰県が対象」に延長）

徳島県外に居住されている方が帰省される場合や、
県内の学生が県外に帰省後に本県に帰県される場合の事前PCR検査を受検してください

制度の詳細については「新型コロナウイルス対策ポータルサイト」で確認！ 徳島県 新型コロナウイルスポータルサイト